

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【公開番号】特開2013-128170(P2013-128170A)

【公開日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【年通号数】公開・登録公報2013-034

【出願番号】特願2011-276160(P2011-276160)

【国際特許分類】

H 04 M 1/03 (2006.01)

H 04 M 1/725 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/03 C

H 04 M 1/725

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月12日(2014.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、前記筐体の内部に設けられる軟骨伝導振動源と、携帯電話の内部構成の重量が一体的に振動するよう内側から前記筐体に支持する支持構造とを有することを特徴とする携帯電話。

【請求項2】

前記内部構成は電池を含むことを特徴とする請求項1記載の携帯電話。

【請求項3】

前記携帯電話の上方両角部は硬質材料の軟骨伝導部となっているとともに、前記軟骨伝導振動源は、その振動を前記上方両角部の少なくとも一方に振動を伝達することを特徴とする請求項1または2記載の携帯電話。

【請求項4】

前記軟骨伝導振動源は、前記上方両角部の間に配置されその振動を前記上方両角部に伝達することを特徴とする請求項3記載の携帯電話。

【請求項5】

前記支持構造に支持される前記内部構成の重量は前記携帯電話の正面部から発生する気導音を抑制することを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項6】

前記支持構造に支持される前記内部構成の重量は前記筐体の大面積部分から発生する気導音を抑制することを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項7】

前記支持構造は前記内部構成の重量を前記筐体の内側に固着することを特徴とする請求項1から6のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項8】

筐体と、前記筐体の内部に設けられ前記筐体の上方部に振動を伝達する軟骨伝導振動源と、携帯電話の内側に固着される重量体とを有し、前記重量体の重量により前記携帯電話の正面部から発生する気導音を抑制することを特徴とする携帯電話。